

西陵中学校いじめ防止基本方針



2023年4月
四日市市立西陵中学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づき、個々の行為が「いじめ」に該当するか否かは、表面的、形式的にすることではなく、いじめられた生徒の立場に立って判断します。そしてその解消のために、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ防止対策委員会」を中心に、いじめの防止・解消に学校が一丸となって取り組みます。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっています。

(1) 「授業づくり」においては、

- ① 学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」
- ② 「わかる授業」を行い、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進しています。

(2) 「集団づくり」においては、

- ① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」
西陵中学校区学びの一体化の取組みの一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図っています。

② 良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての生徒が安心・安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての生徒が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。

また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む異年齢交流を行うとともに、生徒の主体的な活動を重要な取組みとして位置づけ、生徒会が中心となって、いじめのない学校づくりを推進します。

2 いじめ防止啓発

(1) 『いじめ』に関する指導の手引」を有効活用しています。

① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。

② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。

(2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚（学校関係者編）」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。

(3) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのない子どもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。

(4) 国立教育政策研究所作成「いじめのない学校づくり」「いじめと向き合う」「いじめと暴力」「いじめ追跡調査 2010 - 2012 いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」「学校と警察等との連携」を有効活用します。

(5) 生徒会の啓発活動の一環として、又は美術科の授業の道徳的な教材として、「いじめ防止啓発ポスター」等を作成するなど、全校で意識の高揚を図ります。

(6) 各種相談機関を周知します。

① 「いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）」

② 「いじめ相談メール（y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp）」

③ 「不登校や発達障害に関する相談電話（059-354-8285）」（教育委員会）

④ 「青少年と家庭の悩み相談電話（059-352-4188）」（こども未来部青少年育成室）

⑤ 「人権に関する相談電話（059-354-8610）」（人権センター）

⑥ 「被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）」（北勢少年サポートセンター）

⑦ 「児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）」（北勢児童相談所）

⑧ 文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル（0570-0-78310）（全国共通ダイヤル）

⑨ SNS相談アプリ「STAND BY」

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

(1) 日常的な取組み

① 教職員による日常的な生徒との対話や観察、連絡帳等による生徒の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、日記、作文、生活記録ノート、班ノートなども活用しています。

- ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
- ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
- (2) 児童生徒に、「いじめ調査」を年間3回（毎学期）実施し、いじめの状況を把握しています（5年間保存）。また、いじめを通報してきた生徒に関する個人情報などは適切に保護します。
- (3) 生徒に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。
- (4) 教育相談を実施しています。
 - ① 「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」を基にして、教職員が生徒一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、生徒の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
 - ② 「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
- (5) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、被害生徒の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、加害生徒のケアも行います。
- (6) 緊急な被害生徒の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
- (7) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
 - ① デジタル教材「事例で学ぶ Net モラル」（学校・園データベース参照）を道徳・社会科・技術科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。
 - ② 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。
 - ③ PTA活動の一環として、「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修会を実施します。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) 被害生徒を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) 被害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の生徒からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (8) いじめの解消要件について
 - ① いじめの行為が止んで、少なくとも3か月が経過している。
 - ② 被害生徒が、心身の苦痛を感じていないことを、面談などで生徒・保護者に確認する。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、管理職、各学年代表、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーターです。なお、必要に応じて、学校づくり協力者会議代表に委員会に参加を依

頼みます。

- ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取り組み」により、早期に解決を図ります。
 - ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、生徒及び保護者、教育委員会に報告します。
 - ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
 - ⑤ 学校だけで解決が難しい場合は、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）などを活用し、問題解決についての支援を受けます。
- (2) 「生徒指導委員会」を行っています。
- ① 構成員は、管理職、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等です。
 - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について毎週協議しています。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) PTA及び学校づくり協力者会議と協働しています。
- (2) 事案により、保育園、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と生徒の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

2 生徒として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の生徒に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市南警察署・四日市西警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 小山田駐在所・水沢駐在所

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- (3) 人権センター
- (4) こども保健福祉課家庭児童相談室
- (5) 男女共同参画課
- (6) 文化国際課多文化共生推進室
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

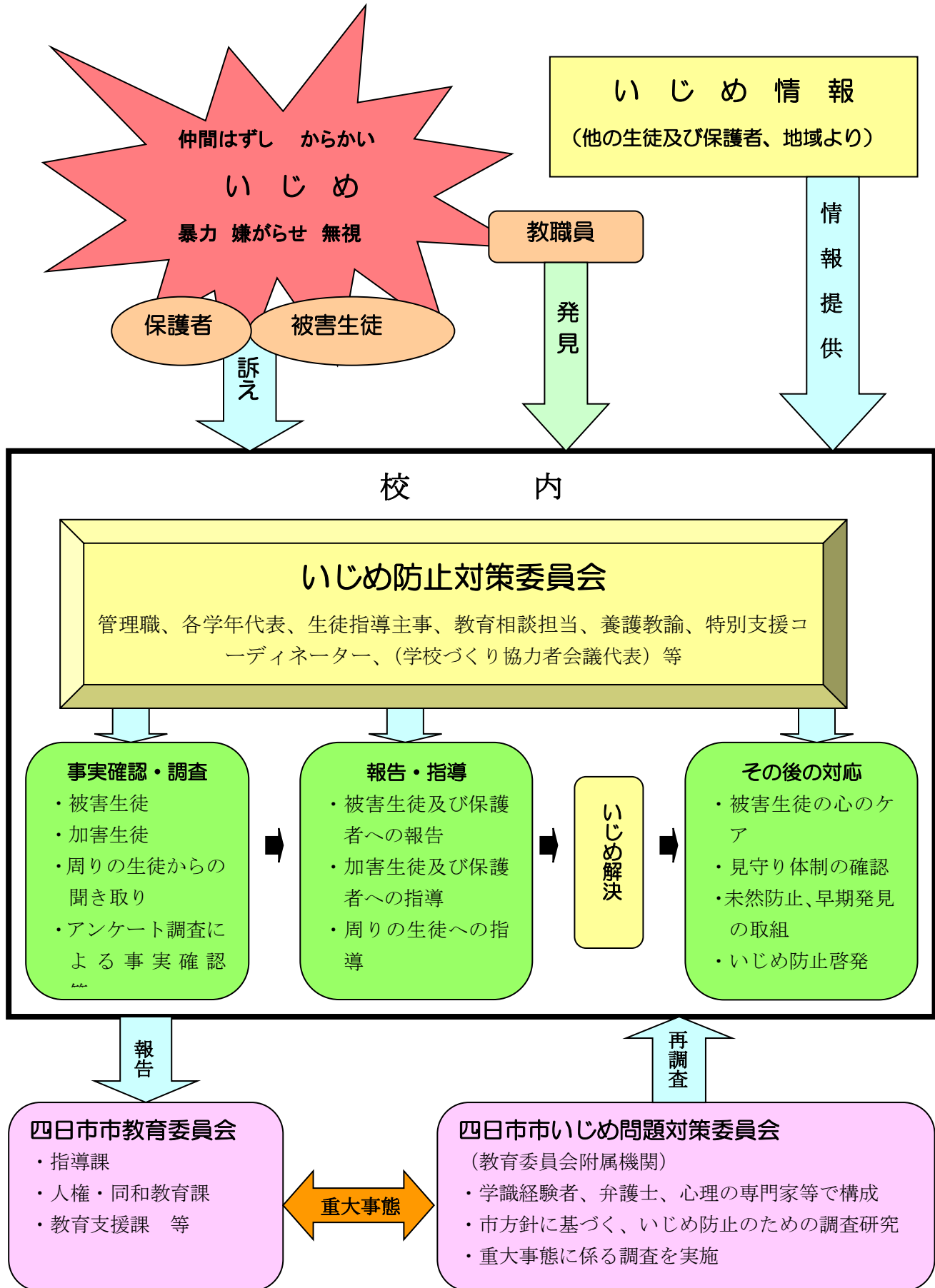
第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめが起こった場合のフロー図



西陵中学校いじめ防止対策年間計画

□:教師の活動 ○:生徒の活動 ◇:保護者の活動

学期	月	取組内容 (例)	指導のポイント
1学期		□:学校間、学年間の情報交換及び指導記録の引継ぎ	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・全校体制で指導するためにも共通理解を図る。 ・学校がいじめ問題について、本気で取り組む姿勢を生徒や保護者に示す。
	4月	□:指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【いじめ防止対策委員会・職員会議】	
		□・○:学級開き(人間関係づくり・学級のルールづくり)	
		【始業式・学級活動】	・班編成等、生徒の活動の場面に留意が必要である。 ・Q-U調査の実施時期に配慮する。(行事の前後は避ける)
		□・◇:保護者へ『いじめ防止対策』に向けた取組説明及び啓発 【PTA総会・家庭訪問】	
		□・○:校外学習活動(修学旅行、自然教室等)をととした人間関係づくり	
	5月	【学年行事・学級活動】	・6月は児童生徒の人間関係に変化が表れやすい時期である。 ・1学期の折り返しの時期にあたり、学級の課題を教師と児童生徒が共有し、今後の活動に活かしていく。
		○:Q-U調査の実施と活用	
		【学級活動】	
	6月	□・○:いじめ調査<学校>の実施と活用 □・○:教育相談の実施 【学級活動】	・1学期の活動を振り返るなかで、いじめ防止対策の点検を行う。 ・1学期を振り返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、次学期へつなげる。
		○:話し合い活動『学級の課題について』	
		【学級活動】	
2学期	7月	□・○:話し合い活動『1学期の振り返り』 【学年・学級活動】	・各研修会で、いじめや教育相談等についての研修を深め、今後の指導に活かしていく。
		□:1学期の生徒指導の振り返り 【職員会議】	
	8月	□:いじめや教育相談等に係る研修会への参加 【夏季研修会等】	
		□:Q-U調査の分析と共通理解	・夏休み明け、生徒の様子の変化に注意する。(保護者へ連絡) ・行事に向けて、活動中の生徒の様子に十分気を配る。
		□:2学期の生徒指導について共通理解 【校内研修会】	
	9月	□:夏休み明け児童生徒の様子把握 □・○:いじめ調査<市教委>の実施と活用 【学級活動】 □・○:教育相談の実施	
		□・○:学校行事(体育祭等)をととした人間関係づくり 【学年・学級活動】	・生徒が主体となって活動できるよう、活動意欲と自覚を促す支援をする。 ・行事に向けて、活動中の生徒の様子に十分気を配る。
	10月	□・○:学校行事(文化祭等)をととした人間関係づくり 【学年・学級活動】	
		□・○:いじめ防止啓発月間 【児童・生徒会活動】	
		○:話し合い活動『学級の課題について』	・生徒が主体となって、いじめ防止に向けた取組を進める。 ・2学期の折り返しの時期にあたり、学級の課題を教師と生徒が共有し、今後の活動に活かしていく。 ・Q-U調査の実施時期に配慮する。(行事の前後は避ける)
		【学級活動】	
		○:Q-U調査の実施と活用 【学級活動】	
3学期	11月	□・○・◇:『教育活動に関するアンケート』の実施 【アンケート】	・2学期の活動を振り返るなかで、いじめ防止対策の点検を行う。 ・2学期を振り返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、次学期へつなげる。 ・生徒・保護者の意見を聞き、点検活動につなげる。
		□・○:話し合い活動『2学期の振り返り』 【学年・学級活動】	
		□:2学期の生徒指導の振り返り 【職員会議】	
	12月	□:冬休み明け児童生徒の様子把握 □・○:いじめ調査<学校>の実施と活用 【学級活動】 □・○:教育相談の実施	・冬休み明け、生徒の様子の変化に注意する。(保護者へ連絡) ・様子の変化については、教師間で共通理解を図る。 ・行事に向けて、活動中の生徒の様子に十分気を配る。
		□・○:学校行事(社会見学等)をととした人間関係づくり 【学年・学級活動】	
	1月	○:話し合い活動『学級のまとめに向けて』 【学級活動】	
	2月	□・○:話し合い活動『一年間の振り返り』 【学級活動】	・いじめに関する情報を確実に引継ぐための資料を準備する。 ・教師による教育活動の反省を参考に、次年度に向け、指導の準備を進める。
		□:指導記録の整理、進級する学年への引継ぎ資料の作成 □:指導方針及び指導計画の点検と送り 【いじめ防止対策委員会・職員会議】	
		□:中学校区連絡会の実施	